

## 基準に関するよくある質問(解説)

### 1. 人員基準欠如による減算について

○ 配置すべき職員の数をもととする。

(1) 人員基準欠如が発生した月の翌月末時点で、解消していない場合

サービス提供月	平成26年4月	5月	6月	7月
配置すべき職員数(人)	1	1	1	1
配置されていた職員数(人)	0	0	1	0
人員基準	×	×	○	×
介護報酬算定額	-		70%	100%
	(開始月)	(翌月)	(翌々月)	

上記の場合、4・5月と2ヶ月連続して人員基準を満たしていないので、開始月である4月の翌々月にあたる6月の報酬が減算となる。

(2) 人員基準欠如が開始した月の翌月末時点で、解消した場合

サービス提供月	平成26年4月	5月	6月	7月
配置すべき職員数(人)	1	1	1	1
配置されていた職員数(人)	0	0	1	0
人員基準	×	×	○	×
介護報酬算定額	-	-		100%
	(開始月)	(翌月)	(翌々月)	

上記の場合、5月は人員基準を満たしていないが、その翌月である6月の末日には人員基準欠如が解消されたため、開始月である5月の翌々月の7月は減算とはならない。